

議案第71号

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例
上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(水道技術管理者の資格)

第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和

1 8年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号及び前2号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第5号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第6号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める必要がある。